関係法人（同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人」と、同条第八項中「特定子会社（同号イ(4)」とあるのは「特定子法人（法第六十六条の九の二第二項第三号イ(4)」と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人を」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号ロ中「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人（同項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ(1)(ii)において同じ。）」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、「第六十六条の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六条の九の二第二項第三号ハ(1)」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理支配会社等（法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等（法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の二十の四第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に、「第三十九条の百二十の四第二十四項」を「第三十九条の百二十の四第二十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第三十九条の十七の三第二十八項」を「第三十九条の十七の三第三十項」に、「第六十六条の九の二第六項第十一号ヲ」を「第六十六条の九の二第六項第十一号ヲ」に、「第三十九条の十七の三第二十九項」を「第三十九条の十七の三第三十一項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第三十九条の十七の三第二十七項」を「第三十九条の十七の三第二十八項」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第三十九条の十七の三第二十六項」を「第三十九条の十七の三第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第三十九条の十七の三第十九項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三十九条の十七の三第十八項」を「第三十九条の十七の三第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第三十九条の十七の三第十七項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二第六項第七号の二に規定する政令で定める金額について、第三十九条の十七の三第十八項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九条の二十の七第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三十九条の二十の七第十七項」を「第三十九条の十八第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十九条の十八第十六項」を「第三十九条の十八第二十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第八項」を「第十一項」に、「第三十九条の十八第十五項」を「第三十九条の十八第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に、「第三十九条の十八第六項各号」を「第三十九条の十八第八項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第三十九条の十八第五項から第十三項まで」を「第三十九条の十八第七項から第十五項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第三十九条の十八第十六項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定めるときについて、第三十九条の十八第十七項の規定は法第六十六条の九の三第二項に規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第三十九条の二十の七第三項中「第八項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に、「第三十九条の十八第三項」を「第三十九条の十八第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第七項及び第九項」を「第十項及び第十二項」に、「第三十九条の十八第二項」を「第三十九条の十八第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第六項及び第九項」を「第九項及び第十二項」に、「第三項及び第五項」を「第五項及び第八項」に改め、「の額」の下に「（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十九条の十八第一項」を「第三十九条の十八第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第三十九条の十八第一項の規定は、法第六十六条の九の三第一項に規定する政令で定める外国法人税及び同項に規定する政令で定める金額について準用する。

2　前項において準用する第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額（以下この項及び次項において「個別計算外国法人税額」という。）は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該個別計算外国法人税額に係る外国法人税に関する法令の規定により当該個別計算外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるものとして、この条の規定を適用する。

第三十九条の二十二第三項中「法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は」を削り、「若しくは一般財団法人をいう」を「又は一般財団法人を含む」に改める。

第三十九条の二十三第一項中「同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）」を削る。

第三十九条の二十四の二第一項中「昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第三十九条の二十八の二を削る。

第三十九条の二十八の三中「第六十七条の五の三第一項」を「第六十七条の五の二第一項」に改め、同条を第三十九条の二十八の二とする。

第三十九条の二十九中「第三十九条の百二十四の四」を「第三十九条の百二十四の三」に改める。

第三十九条の三十二第四項中「第六十四条」を「第六十三条」に改める。

第三十九条の三十二の三第一項第二号中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「第十項」を「第十二項第二号」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項を削り、同条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第六十七条の十五第一項第二号ヘに規定する政令で定めるものは、当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約とする。

9　法第六十七条の十五第一項第二号ヘ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した数又は金額は、当該投資法人の匿名組合契約等（同号ヘに規定する匿名組合契約等をいう。以下この条において同じ。）に基づいて出資を受けている者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である他の法人（同号ヘに規定する他の法人をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資の数又は金額に、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額（当該投資法人の匿名組合契約等（その目的である事業に係る財産に当該他の法人の株式又は出資が含まれるものに限る。）が二以上ある場合には、それぞれの当該計算した数又は金額を合計した数又は金額）とする。